国立大学法人京都大学災害補償規程の一部を改正する規程

国立大学法人京都大学災害補償規程(平成16年4月1日総長裁定)の一部を次のように改正する。

第1条中「日々雇用教職員」を「特定有期雇用教員、特定有期雇用医療技術職員、有期雇用 教職員」に改める。

別紙3を次のように改める。

3 障害補償

労災保険法上の業務上災害又は通勤災害が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害 の程度に応じて次表に定める障害補償額を支給する。障害等級は労災保険法の決定に従う。

障害等級	障害補償額	
	業務災害(万円)	通勤災害 (万円)
1級	1,540	9 7 5
2 級	1,500	9 4 0
3 級	1,460	9 0 5
4級	8 7 5	5 5 0
5 級	7 4 5	470
6 級	6 1 5	3 9 0
7 級	4 8 5	3 1 0
8 級	3 2 0	1 9 5
9 級	2 5 0	1 5 5
10級	1 9 5	1 2 0
1 1 級	1 4 5	9 0
1 2 級	1 0 5	6 5
13級	7 5	4 5
1 4級	4 5	3 0

附 則

この規程は、平成17年7月15日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、同年4月1日から適用する。